

令和5年第2回定例会  
赤井川村議会会議録  
第1日（令和5年6月12日）

◎議事日程（第1日）

第1 会議録署名議員の指名

第2 会期の決定

第3 諸般の報告

第4 発委第1号 議会活性化特別委員会の設置

追加日程

第1 議会活性化特別委員会委員の選任について

第5 報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）

第6 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）

第7 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）

第8 議案第24号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について

第9 議案第25号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結について

第10 議案第26号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）

第11 議案第27号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

第12 議案第28号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）

第13 決議案第1号 令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について

第14 同意案第3号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第15 同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第16 同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第17 同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第18 同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第19 同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第20 同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第21 同意案第10号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第22 同意案第11号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて

第23 一般質問

◎出席議員（8名）

1番	阿部	猛	君	2番	連	茂	君
3番	曾根	敏明	君	4番	能登	ゆう	君
5番	川人	孝則	君	6番	藤門	弘	君
7番	山口	芳之	君	8番	岩井	英明	君

◎欠席議員（0名）

◎出席説明員

村	長	馬場	希	君
副	村	大	石	和朗
会	計	谷	早	苗
管	理	高	松	重和
者		小	林	義幸
総	務	神	信	弘
課	長	秋	元	千春
長		釣	賀	謙一
住	民	根	井	朗夫
課	長	藤	田	俊幸
保	健			
福	祉			
課	長			
産	業			
課	長			
建	設			
課	長			
教	育			
長				
教	育			
委	員			
会	次			
長				

◎議会事務局

事	務	局	長	横	井	慎	之	君
書			記	伊	藤	秋	恵	君

(午前 9時00分開会)

◎開会宣告

○議長（岩井英明君） おはようございます。ただいまの出席議員数は8名です。  
定足数に達しておりますので、令和5年第2回赤井川村議会定例会を開会いたします。

◎開議宣告

○議長（岩井英明君） 直ちに本日の会議を開きます。  
今期定例会に提出されました案件は、発委1件、報告3件、議案5件、決議案1件、同意案9件であります。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（岩井英明君） それでは、日程第1、会議録署名議員の指名を議題といたします。  
今期定例会の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において1番、阿部猛君及び2番、連茂君を指名いたします。

◎日程第2 会期の決定

○議長（岩井英明君） 次に、日程第2、会期の決定を議題といたします。  
お諮りいたします。今期定例会の会期は、本日から6月13日までの2日間といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。  
(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
よって、会期は本日から6月13日までの2日間と決定いたしました。  
なお、会期中の会議予定につきましては、お手元に配付いたしました会期予定表のとおりでありますので、ご了承願います。

◎日程第3 諸般の報告

○議長（岩井英明君） 次に、日程第3、諸般の報告をさせていただきますので、お手元の議長諸報告資料を御覧願いたいと思っております。  
第1に、本日は地方自治法第121条の規定により、1ページの報告書のとおり説明員の出席を求めているので、報告いたします。  
第2に、地方自治法第235条の2の規定により、監査委員より令和5年3月から4月分の例月出納検査結果報告書の提出がありましたので、2ページから3ページとして配付いたしております。  
続いて、村長より行政報告、教育長より教育行政報告を行います。  
村長より報告を求めます。  
馬場村長。

○村長（馬場 希君） おはようございます。行政報告を5件させていただきます。

まずは、1ページ目をお開きください。赤井川村情報公開条例及び赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。赤井川村情報公開条例及び旧赤井川村個人情報保護条例の規定により条例の運用状況の報告が義務づけられておりますので、下記のとおり報告いたします。

記といたしまして、1、赤井川村情報公開条例の運用状況、期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まででございます。開示請求件数4件、決定区分、全部開示が1件、一部開示が3件でございます。2として、赤井川村個人情報保護条例の運用状況についてでございます。期間は令和4年4月1日から令和5年3月31日まで、開示請求件数はなしでございます。3として、運用状況の公表については、7月広報により公表するとしております。

2ページ目をお開きいただきますと請求内容の内訳を記載してございますので、後ほどご確認をいただければなというふうに思います。

続きまして、北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地の水質調査結果についてでございます。3ページ目をお開きください。北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地採水結果についてでございます。赤井川村では村独自に北海道新幹線工事富田地区対策土受入れ地における水質モニタリング調査を実施しており、採水場所は対策土受入れ地内の沈砂池放流口の下流域にて表流水、沢水を採取しています。直近のモニタリング結果について次のとおり報告いたしますということで、令和3年10月からのモニタリング結果については村ホームページにて公表しております。

下の表が採取結果になってございます。全て基準以下ということになってございますので、ご確認をいただければというふうに思います。4ページ目に位置図等を添付してございますので、ご確認いただければと思います。

続きまして、3番目、ゼロカーボンAKA I G A W A推進戦略の策定についてでございます。5ページ目をお開きください。ゼロカーボンビレッジAKA I G A W A推進戦略の策定について。地球温暖化対策は、今や国を挙げて温室効果ガス排出量を実質ゼロにするゼロカーボン達成に向けて取り組んでいます。これらの社会情勢を鑑み、赤井川村においても2030年、2050年を見据えたゼロカーボン実現に向けて令和5年3月に地球温暖化対策実行計画を兼ねるゼロカーボンビレッジAKA I G A W A推進戦略を策定しましたので、下記のとおり行政報告いたします。

計画期間は、令和5年度から令和15年度の10年間。

2としまして、ゼロカーボンプロジェクトの方向性として、観点1として地域資源開発、施策は3つ、そのうちの①は村内森林管理によるCO<sub>2</sub>吸収源の開発。②として、農業施設への木質バイオ活用調査、検討。③として、小水力、地熱発電の環境整備。観点2としまして、業務部門脱炭素化手法の研究でございます。ここでは施策を2つ掲げております。④として、公共施設による断熱効果、再エネ施設導入の検証。⑤として、観光施設への太陽光発電、熱利用設備導入検証でございます。観点3として、産官学民連携による推進体制の構築。

施策として2つを掲げてございます。⑥としてカルデラ温泉等の積極的活用から始める住民活動会、⑦としてゼロカーボン推進による地元農林業、観光業発展研究ということで、以上7点の施策を掲げてございます。

3として、二酸化炭素排出量削減目標として、2012年、基準年の推計で2万9,129トン、2021年の実績値として推計しまして2万5,302トン、2030年、2012年比で48%削減、2050年、カーボンニュートラル達成。

4としまして、ゼロカーボンビレッジAKAIGAWA推進戦略別冊ということでA3の1枚目、これが概要になってございます。A4の冊子になっている部分が推進戦略になってございますので、後ほどご覧いただければというふうに思いますけれども、村としては村独自に調査した村内の利活用状況を調査した結果2万5,302トンという数字を出しております。環境省のホームページで推計する計算式に村の状況を入れると1万3,000トンという数字が出てくるのですけれども、村で実質的利用状況を推計した結果2万5,302トンという数字を推計しましたので、これらをベースにして2050年に向けてそれぞれ先ほど上げました施策等について検証、検討を進めていきたいなというふうに考えてございます。なお、せんだって開催していただきました議会の所信表明でゼロカーボンビレッジのシティー宣言をさせていただきました。その後、環境大臣に対して宣言をしましたという届出をしまして、環境省のほうに登録されたとせんだって環境大臣から通知をいただいているところでございます。

以上でございます。

続きまして、5番目、むらバスの運行状況についてでございます。6ページ目をお開きください。むらバスの運行状況について。昨年4月より運行を開始しておりますむらバスにつきましては、受託事業者と運行協力事業者の連携の下に安全、定時運行に努めております。小樽方面への余市駅での接続環境向上による通勤、通学利用の増加とともに新たに観光利用がなされております。むらバスの運行状況について下記のとおり行政報告いたしますということで、令和4年度のそれぞれ月別、月平均が表で表示されておりますので、ご確認いただければなというふうに思います。

利便性向上に関する取組として、本格運用後においても地区別地域公共交通意見交換会を実施し、検索サイトへのバス情報提供をはじめ、令和5年4月よりバス運行ダイヤの一部見直し、スマートフォンアプリケーションによるバス運行リアルタイム情報提供など、バス利用者の利便性向上に努めております。

なお、昨年のむらバス合計で9,184人のご乗車をいただきました。実は5月末で1,035人ということで1,000人を超えました。ということで、先ほどご報告させていただいたように観光での利用だとか、それ以外にも利用される方が増えてきているという状況でございますので、なお一層利便性向上に取り組みながら村民の足として利用されるバスと、むらバスということで取組を継続したいというふうに考えてございます。

7ページ目には時刻表等を掲載しておりますので、後ほど御覧いただければというふう

に思います。7ページ、8ページでございます。

最後に、令和5年3月1日以降工事等発注状況についてでございます。9ページ、10ページ目を御覧ください。令和3年3月22日の健康管理システム改修（伴走型相談支援及び出産・子育て応援給付金の一体的実施事業）業務から10ページの5月23日発注の保健福祉課所管施設草刈り業務までそれぞれ工事等の発注をしておりますので、ご確認をいただければというふうに思います。

以上で行政報告5点についてご報告を終了させていただきます。ありがとうございました。

○議長（岩井英明君） 続いて、教育長より報告を求めます。

教育長。

○教育長（根井朗夫君） 改めて、おはようございます。それでは、教育行政報告をさせていただきます。

小学校適正配置についてであります。このことについてこれまでも令和元年からの区会懇談会や令和2年からのこっこクラブとの懇談、同じく令和2年に始まる学校運営協議会での協議会で話題になってきたところでした。教育委員会には令和30年に定め、議会でも確認いただいている方針がありますが、それでは令和6年度からロードマップ作成検討に入るということになっていましたけれども、昨年度末の学校運営協議会での熟議並びに今年度5月24日に行われました都小学校の保護者との懇談会の中でそれを前倒しして令和5年度、今年度から作業に入ることを懇談会でも村長も併せて示しましたので、今後その具体的な作業に入っていくべく概要をお伝えさせていただきます。

資料1枚目にあります設置要綱により適正配置検討委員会を設置いたします。3条、委員数については市町村より多めの15としております。補足ですが、内訳は保護者委員3名、地域委員4名、学校委員3名、学識経験者3名、公募委員2名と考えております。適正規模、適正配置、適正計画を検討してもらい、教育委員会に答申してもらいます。

2枚目は諮問書になりますが、理由、期日の参照資料として添付させていただきました。

3枚目、6月15日付配付予定の区会回覧文書でございます。公募委員を3週間かけるとなると6月15日区会回覧となることから、委員承認、発令等を経て最短の7月25日、諮問を計画してございます。答申は教育委員会に上げられますが、教育委員会議でその答申を判断し、取りまとめた上で学校の設置者であります村に上申することになります。逐次取りまとめながら、最終報告を今年度末と定めておりますので、よろしく願いいたします。

以上、行政報告とさせていただきます。

○議長（岩井英明君） ただいまの行政報告に関し、確認の意味を含め質疑もあろうかと思いますが、後ほど設置予定の予算特別委員会の中で時間を設けたいと考えておりますので、以上で行政報告を終了いたします。

◎日程第4 発委第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第4、発委第1号 議会活性化特別委員会の設置を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

連議会運営委員長。

○議会運営委員会委員長（連 茂君） 提出議案について説明をいたします。

発委第1号 議会活性化特別委員会の設置について。

赤井川村議会会議規則第14条第3項の規定により、議会活性化特別委員会の設置案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日提出、提出者、議会運営委員会委員長、連茂。

次のページです。議会活性化特別委員会の設置。

次のとおり、地方自治法第109条及び赤井川村議会委員会条例第5条の規定により、議会活性化特別委員会を設置する。

名称につきましては、議会活性化特別委員会といたします。

目的につきましては、村民に開かれた議会を目指すとともに、地方議会としてのあるべき姿について調査、研究を行うこととします。

委員数は7名とし、経費は予算の範囲内といたします。

調査期間につきましては、調査、研究が終了するまでとし、議会の閉会中も継続して調査を行うこととします。

以上です。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより発委第1号 議会活性化特別委員会の設置を採決いたします。

この採決は、起立により行います。

発委第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、発委第1号 議会活性化特別委員会の設置は、原案のとおり可決されました。

連委員長、自席へお戻りください。

◎日程の追加

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

議会活性化特別委員会委員の選任についてを日程に追加し、追加日程第1として議題といたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議会活性化特別委員会委員の選任につきまして日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに決定いたしました。

◎追加日程第1 議会活性化特別委員会委員の選任について

○議長（岩井英明君） 次に、追加日程第1、議会活性化特別委員会委員の選任についてを行います。

お諮りいたします。議会活性化特別委員会委員の選任につきましては、赤井川村議会委員会条例第7条第4項の規定により、議長を除いた7名です。

以上のとおり指名いたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、ただいま指名いたしましたとおり議会活性化特別委員に選任することに決定いたしました。

暫時休憩いたします。

午前 9時26分 休憩

午前 9時28分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

休憩中に議会活性化特別委員会において委員長及び副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元に参りましたので、報告申し上げます。

それでは、報告いたします。議会活性化特別委員会委員長に連茂君、副委員長に藤門弘君、以上のとおり互選されましたので、報告いたします。

◎日程第5 報告第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第5、報告第1号 繰越明許費繰越計算書について議題といたしたいと思っております。

本件に関し、報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、報告第1号 繰越明許費繰越計算書についてでございます。

す。

令和4年度赤井川村一般会計補正予算書第9号第2条並びに第11号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

1 ページ目をお開きください。令和4年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（一般会計）でございます。6年度に繰り越した額のみをご報告させていただきます。まず、2款1項総務管理費、パソコン購入事業費、翌年度に繰り越した額は125万1,800円。

2項の戸籍住民基本台帳費、社会保障・税番号制度（戸籍情報）システム改修業務、戸籍事務へのマイナンバー制度導入に係るもののうち、戸籍事務内連携のための機能の整備作業に係るものに限る。翌年度に繰り越す額、406万9,000円でございます。

4項選挙費、ポスター掲示場の設置管理撤去に関する業務委託料、翌年度に繰り越した額は40万4,800円。

7款土木費、4項住宅費、赤井川村移住・定住支援事業補助金、翌年度繰越額は600万円、合計額1,226万5,600円でございます。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第1号 繰越明許費繰越計算書について（一般会計）の報告を終了させていただきます。

#### ◎日程第6 報告第2号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第6、報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 報告第2号 繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書第3号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したもので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

1 ページをお開きください。令和4年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（簡易水道事業特

別会計)、翌年度繰越額のみご報告をさせていただきます。2款営繕費1項営繕費、事業名、公営企業会計システム導入業務、翌年度繰越額は656万7,000円でございます。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第2号 繰越明許費繰越計算書について（簡易水道事業特別会計）の報告を終了いたします。

#### ◎日程第7 報告第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第7、報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）を議題といたします。

本件に関し、報告を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） 報告第3号 繰越明許費繰越計算書について。

令和4年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書第3号第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令第146条第2項の規定により報告する。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

1ページをお開きください。令和4年度赤井川村繰越明許費繰越計算書（下水道事業特別会計）でございます。繰越額のみ報告させていただきます。2款営繕費、1項営繕費、事業名、公営企業会計システム導入業務、繰越額は437万8,000円でございます。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 報告が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

以上で報告第3号 繰越明許費繰越計算書について（下水道事業特別会計）の報告を終了いたします。

#### ◎日程第8 議案第24号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第8、議案第24号 赤井川村国民健康保険税条例の一部

を改正する条例案についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） ただいま上程いただきました議案第24号についてご説明いたします。

なお、改正条例案及び新旧対照表の朗読はいたしません。改正要点資料にてご説明させていただきます。

議案第24号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案について。

赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案を別紙のとおり提出する。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

条例改正の理由といたしましては、地方税法施行令の一部を改正する政令が令和5年3月31日に公布されたことに伴い、この条例を改正しようとするものです。

議案11ページの改正要点資料を御覧ください。今回この条例の改正については、地方税法施行令の改正が行われたことにより総務省から指示される例示に沿って条例改正を行っており、法令改正に伴う引用条項の改正となっております。

第2条第3項の改正につきましては、後期高齢者支援金分課税額の限度額を22万円に引き上げる改正となっております。前年においては、該当となる世帯は数世帯ありました。今回においても数世帯が該当してくると思われま。

次に、第23条の改正につきましては、限度額の引上げに伴い低所得者に対する軽減判定の範囲を広げるために計算式を整理する改正となっており、5割及び2割低減の世帯が少数増加します。

次に、第23条の2及び第24条の2第2項の改正については、非自発的失業者であることを申告する際の提出書類に雇用保険受給資格通知を可とする改正となっております。

次に、附則第2項から第4項、第6項から第9項及び第12項から第13項の改正については、対応する法令の規定の改正に合わせた整理となっております。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略したいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより議案第24号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

議案第24号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、議案第24号 赤井川村国民健康保険税条例の一部を改正する条例案については、原案のとおり可決されました。

#### ◎日程第9 議案第25号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第9、議案第25号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） ただいま上程をいただきました議案第25号について説明させていただきます。

議案第25号 カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事請負契約の締結について。

次のとおり工事請負契約を締結したいので、地方自治法第96条第1項第5号及び議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記といたしまして、契約の目的につきましてはカルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事、契約の方法につきましては指名競争入札、契約金額につきましては1億978万円、契約の相手方につきましては古平郡古平町大字港町3番地、株式会社福津組代表取締役社長、福地隆範でございます。参考といたしまして、工期は契約締結の日から令和6年3月20日ということで進めております。

4ページを御覧ください。入札の実施結果でございます。令和5年6月5日午前10時より記載のとおり5社で入札をさせていただき、最低入札価格である株式会社福津組と仮契約を締結いたしましたので、議会の議決を求めるものでございます。落札金額につきましては、9,980万円に消費税を加えた金額1億978万円が契約金額となります。

1ページから3ページの仮契約書の写しを御覧ください。1ページ目上段に赤井川村と株式会社福津組が本工事に係る工事契約を締結したということで、請負代金額1億978万円の記載がされております。

続きまして、請負契約の締結についての条項として、第1条に赤井川村議会において議決されたときは別紙契約書(案)により当該工事の請負契約を締結するものとする記載がされております。

別紙契約書（案）につきましては、5ページに表紙のみではございますが、添付させていただきます。

権利譲渡の禁止についての条項として、第2条に記載されております契約の解除についての条項は、第3条、第4条に記載されており、第3条第1項、受注者が前条の規定に違反したとき、同条第2項、受注者が赤井川村議会において議決された旨、発注者から通知を受けた日から7日以内に当該工事に係る請負契約を締結しないと記載されてございます。このような内容の仮契約を3ページのとおり令和5年6月5日に契約させていただきます。

続きまして、本契約についてご説明いたします。5ページ、工事請負契約書（案）を御覧ください。工事名につきましては、カルデラ温泉他エネルギー転換設備導入工事。工事場所につきましては、赤井川村字赤井川。工期につきましては、着工が議会の議決された日から7日以内の期日になろうかと思っております。工期末につきましては、令和6年3月20日で、請負代金額は仮契約書と同額の1億978万円となります。契約保証金につきましては、契約金額の10%以上となりますので、1,097万8,000円となります。契約日につきましては、工事着工と同日となります。

続きまして、設計金額と落札金額についてご説明いたします。4ページを御覧ください。4、設計金額、設計金額税込み1億1,110万円、落札金額税込み1億978万円、落札率98.81%でございます。

5、工事概要についてご説明いたします。温泉動力・モニタリング装置設置工事といたしまして、温泉ポンプ毎分100リットル、台数1台。この機器は、温泉をくみ上げるインバーター式ポンプとなります。くみ上げモニタリングシステム1基、この装置は温泉ポンプ運転中の流量、温度、水位、電流、電圧、抵抗の値をモニタリングする装置となります。温泉熱利用設備工としまして、プレート型熱交換器、能力、21キロワットと49キロワット各1台。この機器は、温泉熱を暖房、給湯、補給水回路へ熱交換する機器となります。プラスチック型熱交換器、能力、11.5キロワット、台数4台。この機器は、排湯槽の熱を暖房回路へ熱交換する機器となります。パネルヒーター、能力、1.7から2.0キロワット、台数10台。この機器は、温泉に設置する機器となります。能力、0.54キロワット、台数10台。この機器は、体育館に設置する機器となります。

以上で説明といたします。ご審議いただき、ご決定くださいますようお願い申し上げます。  
○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第25号につきましては、全員で構成する予算特別委員会を設置し、付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第25号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

なお、ただいま設置いたしました予算特別委員会の委員長につきましては、先ほど協議のとおり川人孝則議員に、副委員長につきましては藤門弘議員にお願いいたしたいと思っておりますので、よろしく取り計らい願いたいと思っております。

◎日程第10 議案第26号ないし日程第12 議案第28号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第10、議案第26号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）を議題といたします。

この際、日程第10、議案第26号から日程第12、議案第28号を一括議題といたしたいと思っておりますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第10、議案第26号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算（第4号）、日程第11、議案第27号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）、日程第12、議案第28号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたしたいと思っております。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました議案第26号から議案第28号をご説明させていただきます。

まずは、一般会計でございます。令和5年度赤井川村一般会計補正予算書をお開きください。議案第26号 令和5年度赤井川村一般会計補正予算書（第4号）。

令和5年度赤井川村の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,707万9,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ28億5,765万2,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

それでは、2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、12款分担金及び負担金、既定額に61万円を追加し、734万6,000円に、1項の負担金の増でございます。

14款国庫支出金、既定額に2,685万1,000円を追加し、3億3,680万3,000円に、1項の国庫負担金で102万5,000円、2項の国庫補助金で2,582万6,000円の追加でございます。

15款道支出金、既定額に51万2,000円を追加し、9,607万1,000円にしようとするものでございます。1項の道負担金の追加でございます。

18款繰入金、既定額に4,870万円を追加し、1億9,336万8,000円に、2項基金繰入金の追

加でございます。

20款諸収入、既定額に40万6,000円を追加し、6,801万4,000円に、4項雑入の追加でございます。

歳入合計、既定額に7,707万9,000円を追加し、28億5,765万2,000円にしようとするものでございます。

3ページに入ります。歳出、2款総務費、既定額に4,071万6,000円を追加し、7億3,252万円に、1項の総務管理費で4,032万3,000円に、2項徴税費で39万3,000円の追加でございます。

3款民生費、既定額に448万5,000円を追加し、3億5,539万3,000円に、1項の社会福祉費で179万9,000円の増、2項の児童福祉費で268万6,000円の追加でございます。

4款衛生費、既定額に795万3,000円を追加し、3億5,577万円に、1項の保健衛生費の追加でございます。

5款農林水産業費、既定額に1万3,000円を追加し、1億7,662万5,000円に、1項の農業費の追加でございます。

6款商工費、既定額に1,240万1,000円を追加し、1億8,607万9,000円に、1項商工費の追加でございます。

7款土木費、既定額に648万8,000円を追加し、3億6,792万2,000円にしようとするものでございます。2項の道路橋梁費で440万1,000円、3項の河川費で189万2,000円、4項の住宅費で19万5,000円の追加でございます。

8款消防費、既定額に151万4,000円を追加し、1億6,162万5,000円に、1項の消防費の追加でございます。

9款教育費、既定額に366万1,000円を追加し、2億1,744万6,000円に、次ページに入ります。1項の教育総務費で14万7,000円、2項小学校費で122万円、4項社会教育費で13万2,000円、5項保健体育費で216万2,000円の追加でございます。

12款予備費、既定額から15万2,000円を減額し、223万1,000円に、予備費の減額でございます。

歳出合計、歳入同額の7,707万9,000円を追加し、28億5,765万2,000円にしようとするものでございます。

詳細については、副村長、課長よりそれぞれ説明をさせていただきます。なお、A4の1ページで令和5年度予算として新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金事業案というものを添付しておりますので、後ほどご確認いただければなというふうでございます。

続きまして、令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)でございます。議案第27号 令和5年度赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書(第1号)。

令和5年度赤井川村の簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ766万8,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ9,560万4,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

2ページをお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、2款繰入金、既定額に390万3,000円を追加し、6,219万9,000円に、1項一般会計繰入金の追加でございます。

4款諸収入、既定額に376万5,000円を追加し、376万6,000円に、1項の雑入の追加でございます。

歳入合計、既定額に766万8,000円を追加し、9,560万4,000円にしようとするものでございます。

次ページをお開きください。歳出、1款総務費、既定額に19万円を追加し、1,466万5,000円に、1款1項総務管理費の追加でございます。

2款営繕費、既定額に747万8,000円を追加し、6,627万7,000円に、1項の営繕費の追加でございます。

歳出合計、歳入既定額に766万8,000円を追加し、9,560万4,000円にしようとするものでございます。

詳細については、担当課長よりご説明をさせます。

続いて、下水道事業特別会計予算書に入ります。議案第28号 令和5年度赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第1号）。

令和5年度赤井川村の下水道事業特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

歳入歳出予算の補正、第1条、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ369万4,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億844万9,000円とする。

第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

債務負担行為、第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

それでは、2ページ目をお開きください。第1表、歳入歳出予算補正、歳入、4款繰入金、既定額に369万4,000円を追加し、5,671万6,000円に、1項の一般会計繰入金の追加でございます。

歳入合計、既定額に369万4,000円を追加し、1億844万9,000円にしようとするものでございます。

次に、3ページ、歳出、2款営繕費、既定額に369万4,000円を追加し、7,786万円に、1項の営繕費で369万4,000円の追加でございます。

歳出合計、既定額に369万4,000円を追加し、1億844万9,000円にしようとするものでございます。

続いて、4ページに入ります。第2表、債務負担行為。事項、期間、限度額でご説明します。あかいがわアクアクリーンセンター水処理設備負担金、期間は令和5年度から令和6年度、限度額は8,760万円でございます。

詳細については、担当課長より説明をさせますので、ご審議の上ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 大石副村長。

○副村長（大石和朗君） それでは、私のほうから令和5年度一般会計補正予算（第4号）の歳入についての説明をさせていただきます。

なお、歳入歳出とも増減の多いものや新規事業について主に説明をさせていただきますので、ご理解賜りますようお願いを申し上げます。

それでは、一般会計補正予算書の7ページ目をお開きください。2、歳入、12款分担金及び負担金、1項負担金、1目民生費負担金、既定額に61万円を追加し、134万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、広域入所保育料負担金の新規計上で、当初予算計上時には対象児童がおりませんでした。6月に新たに対象児童1名が発生したことによる計上でございます。

続いて、8ページに移ります。14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、既定額に102万5,000円を追加し、4,373万円にしようとするものでございます。内訳は、子どものための教育・保育給付費国庫負担金の交付決定の額の増額によるものでございます。

同じく8ページ中段、14款2項国庫補助金、1目総務費国庫補助金、既定額に2,943万9,000円を追加し、2億777万8,000円にしようとするものでございます。内訳は、デジタル田園都市国家構想交付金（地方創生推進タイプ）と新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の新規計上でございます。デジタル田園都市国家構想交付金につきましては、歳出で担当課より説明を申し上げますが、山村活性化支援センターを拠点とした地方創生事業により内閣府より採択を受け、新たな事業が交付対象となったための新規計上でございます。新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金につきましては、電力、ガス、食料品等の価格高騰対策として国から配分されるものでございまして、こちらも後ほど歳出のほうで担当課より説明をいたしますが、地域生活応援クーポンの事業、それから低所得者世帯支援給付事業等の財源というふうに考えております。

同じく8ページ下段、14款2項4目土木費国庫補助金、既定額から361万3,000円を減額し、7,383万5,000円にしようとするものでございます。こちらは、国の補助内示額の増減によるもので、橋梁長寿命化事業交付金につきましては10万9,000円の増、北丸山線道路改良事業交付金につきましては372万2,000円の減額となります。

続いて、9ページに移ります。15款道支出金、1道負担金、1目民生費道負担金、既定額に51万2,000円を追加し、2,662万7,000円にしようとするものでございます。内訳は、先ほ

どの国庫負担金同様、子どものための教育・保育給付費道負担金の増額によるものでございます。

続いて、10ページに移ります。18款繰入金、2項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金、既定額に4,870万円を追加し、1億4,750万円にしようとするものでございます。内訳は、財政調整基金繰入金の増額で歳入不足を補うためのものでございます。

続いて、11ページです。20款諸収入、4項雑入、5目雑入、既定額に40万6,000円を追加し、2,038万2,000円にしようとするものでございます。内訳は、旧介護保険サービス事業特別会計過年度分収入の額の確定による増額と、健康診査等受診率向上特別事業費補助金及び長寿・健康増進事業特別対策補助金の新規計上によるもので、こちらにつきましては交付決定を受けたものによる計上でございます。

以上で一般会計補正予算の歳入の説明を終えさせていただきますが、ご審議いただき、ご決定いただくようお願いを申し上げます。

○議長（岩井英明君） 10分まで休憩します。

午前 9時59分 休憩

午前10時15分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、休憩前に引き続き会議を再開いたします。

高松総務課長。

○総務課長（高松重和君） それでは、総務課歳出予算についてご説明させていただきます。

12ページ目をお開きください。3、歳出、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に46万2,000円を追加し、4億478万5,000円にしようとするもので、日ノ出区会から区会集会所の外壁改修に関する助成要望がありましたことから、過去の区会所有集会所の改修事例の例と同様に事業費の2分の1を助成するものとして補助金を新たに計上するものです。

続きまして、8目企画費、既定額に2,978万3,000円を追加し、2億2,286万9,000円にしようとするもので、委託料の補正予算として1点目は庁舎事務用パソコンのインターネット利用環境に関してウイルスからの脅威に対する対策を向上させるため、仮想基盤アップデートサービス業務委託料として106万2,000円を計上するものです。2点目としましては、令和4年第4回定例会にてご説明させていただき、内閣府へ提出しておりましたデジタル田園都市国家構想に基づく地方創生推進交付金実施計画及び地域再生計画が採択されましたので、都市部の意欲的人材を発掘し、ローカルビジネスにチャレンジする人材育成をソフト事業として進めるとともに、これら活動を進めるための拠点施設整備として山村活性化支援センターにオフィス環境、テレワーク環境を整備するための施設改修をハード事業として実施する委託料2,872万1,000円を追加しております。なお、財源更正については、デジタル田園都市国家構想交付金、地方創生推進タイプとして事業費の2分の1の額を先ほど歳

入説明のとおり補正予算の計上をしております。残りの地方負担分については普通交付税、特別交付税に算入されることとなっておりますことを申し添えます。

続きまして、9目庁舎管理費、既定額に297万円を追加し、1,540万4,000円にしようとするものです。庁舎電気暖房用変圧器の取替え修繕費を新たに計上するもので、変圧器の製造から29年が経過しており、電気保安協会による更新推奨はおおむね25年とされていますことから、このたび取替えを行おうとするものです。

続きまして、10目集会施設管理費、既定額に28万5,000円を追加し、936万1,000円にしようとするもので、都住民センターにおける消防設備の修繕と消火器の購入で64万円を、8目企画費でご説明させていただきました内閣府による地方創生推進交付金実施計画が採択されましたことから、山村活性化支援センターの新たな活用方策としてオフィス環境の整備、テレワーク環境を構築することから、指定管理者制度による管理運営方式を導入したく、指定管理者選定委員会の開催に要する費用として新たに委員報酬及び費用弁償として4万5,000円を計上するものです。

次に、22ページへお進みください。8款消防費、1項消防費、1目分担金及び交付金、既定額に130万5,000円を追加し、1億5,564万3,000円にしようとするもので、消防庁舎車庫シャッターの修繕に伴い、消防組合負担金を増額するものです。

続きまして、2目災害対策費、既定額に20万9,000円を追加し、598万2,000円にしようとするものです。指定避難所である山村活性化支援センターの新たな活用に伴い、避難所における通信環境整備としてWi-Fi環境を整備するための費用を計上するものです。これによりまして避難所へのWi-Fi環境整備は村体育館、健康支援センターに続いて3施設目となります。

続きまして、25ページをお開きください。12款予備費、1項予備費、1目予備費、既定額から15万2,000円を減額し、223万1,000円にしようとするもので、これは全体予算の歳入歳出の調整を取るための計上でございます。

なお、終わりになりますが、26ページ以降に補正予算に係る給与費明細書を添付しておりますことを申し上げ、総務課所管歳出予算についてのご説明といたします。ご審議方よろしくお願い申し上げます。

以上です。

○議長（岩井英明君） 小林住民課長。

○住民課長（小林義幸君） それでは、住民課歳出予算についてご説明させていただきます。

13ページ目をお開きください。2款総務費、1項総務管理費、12目新型コロナウイルス感染症対応事業費として新規に682万3,000円を計上しようとするものです。計上の理由といたしましては、本村に居住する非課税世帯に対し、電力、ガス、食料品等の物価価格高騰に伴う影響に対する経済的支援を目的としております。内訳は、10節需用費で15万7,000円をトナー代、用紙代及び封筒代として新規計上するものです。11節役務費で18万6,000円を郵便料及び所得情報処理手数料として新規計上するものです。18節負担金補助及び交付金で

給付金648万円を新規計上するもので、令和5年6月現在において住民基本台帳に登録があり、令和5年度の世帯全員の住民税が非課税の世帯に3万円を支給するものであります。この事業は歳入でも説明がありましたが、国の新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金を活用する事業となります。

14ページ目をお開きください。2項徴税費、2目賦課徴収費、既定額に39万3,000円を追加し、1,131万9,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で6万1,000円の増、これは軽自動車新規表札、電動キックボードのナンバープレートになります。これの製作代金が確定したことにより増額しようとするものです。12節委託料で33万2,000円の増、これは軽自動車税システムの改修費用が確定したことにより新規計上しようとするものです。

以上でご説明とさせていただきますので、ご審議いただき、ご決定くださいますようお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 神保健福祉課長。

○保健福祉課長（神 信弘君） それでは、私から保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算についてご説明をさせていただきます。

15ページを御覧ください。3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費、既定額に127万1,000円を追加し、1億2,905万2,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で6,000円を追加、これは障害者支援区分認定の対象者1名が施設の短期入所をご希望されておりまして、そのために医師意見書の作成料を増額するものでございます。22節償還金利子及び割引料で126万5,000円を追加、子育て世帯臨時特別給付金返還金としておりますが、これは令和4年12月に実施しました子育て世帯にかかわらず住民税均等割が非課税の世帯及び令和4年1月から12月の収入が減少し、住民税非課税相当の収入となった世帯を対象とした電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金の額の確定に伴い返還金を新規計上するものです。

2目老人福祉費、既定額に22万6,000円を追加し、1,605万4,000円にしようとするものです。内訳は、11節役務費で緊急通報システム電話架設料の申請見込みにより1件分3万3,000円の増、12節高齢者入浴送迎バス運行事業業務について、往路、赤井川ハイヤー、復路、イナホ観光へ委託を運行していましたが、4月の19日に赤井川ハイヤーより運行体制の確保が困難となり契約解除の申出があったため、稲穂観光へ往復運行とする協議をした結果、委託料19万3,000円を増額しようとするものです。

6目介護保険事業費、既定額に30万2,000円を追加し、6,918万円にしようとするものです。内訳は、12節介護認定調査委託料の実績見込みにより6万8,000円の増、22節償還金利子及び割引料で過年度分介護給付費の額の確定により返還金23万4,000円を増額しようとするものです。

16ページをお開きください。3款2項児童福祉費、3目保育所運営費、既定額に268万6,000円を追加し、2,092万1,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で220万円増、これは広域入所委託料で1名分を追加しようとするものです。19節扶助費で46万円の増、

こちらは施設型給付費で認定こども園に入園する1名分を追加しようとするものです。17節備品購入費で2万6,000円の増、これは赤井川へき地保育所の掃除機の故障により購入代を計上するものです。

17ページを御覧ください。4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費、既定額に35万6,000円を追加し、3,293万3,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費で5月に公用車のオートマミッションのセンサー不具合の警告が発生し、今後ギア変速ができなくなる可能性があるため、修繕費35万6,000円増額しようとするものです。

2目予防費、こちらは財源内訳の補正であり、歳入補正予算の雑入にあります健康診査等受診率向上特別事業費補助金と長寿・健康増進事業特別対策補助金分を特定財源のその他25万7,000円を増額して一般財源25万7,000円を減額するものでございます。

3目環境衛生費、既定額に759万7,000円を追加し、2億6,721万5,000円にしようとするものです。内訳は、27節簡易水道事業特別会計繰出金390万3,000円の増額、下水道事業特別会計繰出金369万4,000円増額、それぞれ特別会計予算の補正に合わせて行うものでございます。

以上で保健福祉課所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 秋元産業課長。

○産業課長（秋元千春君） それでは、産業課所管の歳出予算について説明させていただきます。

18ページをお開きください。5款農林水産業費、1項農業費、9目水利施設管理費、既定額に1万3,000円を追加して2,224万6,000円にしようとするものです。補正内容は18節負担金補助及び交付金で落合ダムの放流施設の外壁を補修する工事に伴って補助事業の活用により北海道土地連特別賦課金の対象事業となったため新規計上しようとするものでございます。

続いて、19ページになります。6款商工費、1項商工費、1目商工総務費、既定額に1,240万1,000円を追加して2,586万7,000円にしようとするものです。補正内容は、細目3で新型コロナウイルス感染症対応事業費を新規に設定いたしまして、交付金を財源にエネルギーや食料品価格など物価高騰の影響緩和を目的として5月1日を基準にいたしまして、住民1人当たり1万円の生活応援クーポンを配付し、生活者の負担軽減と地域経済の活性化を図ろうとするものでございます。事業は、昨年コロナ対策で実施いたしました農畜産物地産地消応援クーポン事業の仕組みを基にクーポン券を、利用対象事業者に関しては村内の法人、個人事業者を予定いたしまして、事業の運営に関しましては赤井川村商工会に業務委託をして取り進めたいと考えております。

昨年度の実施につきましては12月31日までとしておりましたが、今回につきましては1月31日までを予定したいというふうに考えております。その必要経費といたしまして、10節需用費で印刷製本費を31万7,000円、クーポン券を含めた委託事業費1,208万4,000円、計

1,240万1,000円を新規計上しようとするものでございます。

以上で産業課所管歳出の説明を終了させていただきます。ご審議方よろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 建設課所管一般会計補正予算について説明させていただきます。

20ページをお開きください。7款土木費、2項道路橋梁費、1目道路維持費、既定額に330万円を加え、1億3,005万1,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費で330万円の増額、これにつきましては村道南池田線並びに村道日の出線の側溝清掃及び支障木伐採工事の新規計上による増額でございます。

次に、7款2項2目道路新設改良費、既定額から275万円を減じて5,785万2,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費で275万円の減額、これにつきましては富田線道路改良工事の増額と北丸山線道路改良工事の減額でございます。

次に、7款2項3目橋梁維持費、既定額に385万1,000円を加え、3,952万7,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料で110万1,000円の増額、14節工事請負費で275万円の増額、これにつきましては共栄東橋補修設計業務委託料と西池田橋補修工事の増額でございます。

続いて、21ページを御覧ください。7款3項河川費、1目河川総務費、既定額に189万2,000円を加え、2,653万2,000円にしようとするものです。内訳は、14節工事請負費で189万2,000円の増額、これにつきましては富田川河川整備工事の新規計上による増額でございます。

次に、7款4項住宅費、1目住宅管理費、既定額に19万5,000円を加え、1億1,224万4,000円にしようとするものです。内訳は、21節、村営住宅建て替え事業に伴う移転料で19万5,000円の増額、これにつきましては村営中央団地個別改善事業に伴う移転料の新規計上でございます。

以上で建設課所管一般会計補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○議長（岩井英明君） 藤田教育委員会次長。

○教育委員会次長（藤田俊幸君） それでは、私から教育委員会所管の一般会計歳出補正予算についてご説明させていただきます。

23ページをお開きください。9款教育費、1項教育総務費、2目事務局費、既定額に14万7,000円を追加し、6,335万2,000円にしようとするものです。内訳は、8節旅費及び18節負担金補助及び交付金の増額となります。こちらは、例年実施しておりました教育先進地特別研修につきまして新型コロナウイルス感染症の影響によって令和元年度を最後にこれまで実施することができていませんでしたが、今年度は環境が整ったことから実施することになりました。このことについて、視察先である秋田県東成瀬村では教育長が交代されていることから、本村から一般教員のほか、本年度は事業再開、継続のご挨拶も兼ねまして教育長と中学校の校長も参加することとして、それぞれ必要となる予算を増額計上しようとする

ものであります。

続いて、同ページ中段、9款2項小学校費、1目学校管理費、既定額に122万円を追加し、2,458万4,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費の修繕費で、赤井川小学校は雪害によって破損した屋根の修繕、都小学校は体育館の暖房設備、こちら経年劣化によりまして修繕が必要な状態となっており、4機あるうち1機は昨年度修繕したのですけれども、残る3期も修繕が必要となりましたので、それぞれ追加しようとするものでございます。なお、赤井川小学校の修繕は雪害による建物災害共済の申請手続を進めております。

次に、同ページ下段、9款4項社会教育費、2目社会教育施設費、既定額に13万2,000円を追加し、884万3,000円にしようとするものです。内訳は、郷土資料館費で10節需用費、こちらも雪害により破損した外壁の修繕、そのほか今年度更新を予定していました消火器なのですけれども、単価の改定によって予算策定時の金額では不足するため、不足する部分を増額しようとするものとなっております。なお、郷土資料館の外壁の修繕についても雪害によるということで建物災害共済の申請手続を進めているところでございます。

次に、24ページをお開きください。9款5項保健体育費、2目体育施設費、既定額に215万6,000円を追加し、2,149万4,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費の修繕費として消防設備で改善が必要なもの、そのほか雪害によって破損した窓ガラス及び外壁の修繕のほか、経年劣化によって支柱の腐食が進み倒壊のおそれがあった正面入り口の街灯を修繕しようとするものです。なお、体育館の雪害による修繕につきましても、建物災害共済の手続を進めているところでございます。

最後に、同ページ下段、9款5項3目学校給食費、既定額に6,000円を加え、2,661万6,000円にしようとするものです。内訳は、準要保護児童生徒に対して支給しています就学奨励扶助費としての学校給食費が物価高騰によって当初計上の予算から不足が見込まれる金額について増額しようとするものとなっております。

以上で教育委員会所管の一般会計歳出補正予算について説明を終了させていただきます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 釣賀建設課長。

○建設課長（釣賀謙一君） 赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）について説明させていただきます。

6ページを御覧ください。2、歳入、2款繰入金、1項一般会計繰入金、1目一般会計繰入金、既定額に390万3,000円を加えて6,219万9,000円にしようとするものです。内訳は、1節一般会計繰入金の増額でございます。

7ページを御覧ください。4款諸収入、1項雑入、1目雑入、既定額に376万5,000円を加えて376万6,000円にしようとするものでございます。内訳は、1節雑入の増額でございます。これにつきましては、都地区簡易水道配水管仮移設に伴う補償費の新規計上でございます。

8ページを御覧ください。3、歳出、1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、既定額に19万円を加えて1,466万5,000円にしようとするものです。内訳は、10節需用費の増額

でございます。これにつきましては、都地区簡易水道配水管仮移設に伴う消耗品の増額でございます。

9 ページを御覧ください。2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、既定額に747万8,000円を加えて6,627万7,000円にしようとするものです。内訳は、12節委託料の増額でございます。これにつきましては、消費税申告等作成業務委託料、赤井川村簡易水道事業地方公営企業法適用業務委託料、都地区簡易水道配水管移設実施設計業務委託料の新規計上でございます。

以上で赤井川村簡易水道事業特別会計補正予算書（第1号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

続きまして、赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第1号）について説明させていただきます。7 ページを御覧ください。2、歳入、4 款繰入金、1 項一般会計繰入金、1 目一般会計繰入金、既定額に369万4,000円を加えて5,671万6,000円にしようとするものです。内訳は、1 節一般会計繰入金の増額でございます。

8 ページを御覧ください。3、歳出、2 款営繕費、1 項営繕費、1 目営繕費、既定額に369万4,000円を加えて7,786万円にしようとするものでございます。内訳は、12節委託料の増額と14節工事請負費の増額でございます。これにつきましては、委託料としまして消費税申告等作成業務委託料、赤井川村公共下水道事業地方公営企業法適用業務委託料の新規計上でございます。工事請負費としまして、公共下水道汚水ます設置工事の新規計上でございます。

9 ページ債務負担行為に関する調書につきましては、後ほどご高覧ください。

以上で赤井川村下水道事業特別会計補正予算書（第1号）の説明を終了いたします。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしました。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております議案第26号から議案第28号につきましては、先ほど設置することに決定いたしました予算特別委員会に付託の上、審議することにいたしたいと思っております。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、議案第26号から議案第28号につきましては、予算特別委員会に付託の上、審議することに決定いたしました。

### ◎日程第13 決議案第1号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第13、決議案第1号 令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを議題といたします。

事務局に朗読させ、説明といたします。

○議会事務局長（横井慎之君） それでは、私のほうから朗読をいたします。

決議案第1号 令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議について。

会議規則第14条の規定により上記の決議案を別紙のとおり提出いたします。

令和5年6月12日提出、提出者、赤井川村議会議員、曾根敏明、賛成者、赤井川村議会議員、能登ゆう。

理由であります。議会の円滑な運営と議員の資質向上、親睦を図り、村の振興発展に資するため、議員研修等計画を定める。

次のページになります。令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議。

期日、場所、対象者、内容の順に読み上げます。

令和5年7月4日、札幌市、全員、北海道町村議会議員研修会。

令和5年7月13日、仁木町、全員、北後志町村議会議員パークゴルフ大会。

令和5年8月29日、積丹町、全員、後志町村議会議員研修会。

令和5年10月18日から20日、沖縄県那覇市、議長、北後志町村議会議長研修視察。

令和5年12月5日、札幌市、議長、後志町村議会議長研修。

決定していない部分及び変更のあった場合の取扱いについては議長一任といたします。

以上決議する。

令和5年6月12日提出、赤井川村議会。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） これより決議案第1号に対する質疑に入ります。質疑ありませんか。  
（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。  
これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。  
（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。  
これで討論を終わります。

これより決議案第1号 令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議についてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

決議案第1号は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、決議案第1号 令和5年度赤井川村議会議員研修等の計画に関する決議については、原案のとおり可決されました。

ただいま可決された研修等の計画につきましては、その実施に当たり特段のご配慮のほどをお願い申し上げたいと思います。

◎日程第14 同意案第3号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第14、同意案第3号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、同意案を説明させていただきます。

同意案第3号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法第423条第3項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記として、氏名、多田幸夫、【生年月日】、住所は赤井川村【住所】でございます。

次ページに略歴表があります。重複する項目については省略します。年齢については、満【年齢】歳の男性でございます。新任期は、令和5年8月11日から令和8年8月10日までの3年間。多田さんの最終学歴につきましては、【略歴】まで務めてございます。参考としまして、現在の任期につきましては令和2年8月11日から令和5年8月10日までの3年間でございます。

多田さんにつきましては、長年の公務員という生活の中でそれぞれ知識、また地域住民とのいろいろなつながりの中からのいろいろな情報をお持ちになっているということで、見識的には十分であるというふうに考えてございますので、ご同意いただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第3号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第3号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第3号 赤井川村固定資産評価審査委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

◎日程第15 同意案第4号ないし日程第22 同意案第11号

○議長（岩井英明君） 次に、日程第15、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを議題といたします。

この際、日程第15、同意案第4号から日程第22、同意案第11号までを一括議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、日程第15、同意案第4号から日程第22、同意案第11号までの赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて、8件を一括議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、ただいま上程いただきました同意案第4号から第11号までの説明をさせていただきます。

まずは、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記、氏名としましては、関野拓也、【生年月日】生まれの【年齢】でございます。住所は、赤井川村字【住所】になります。

次ページに略歴表がございます。重複する部分については省略させていただきます。同意をいただく任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間といたします。主な職歴としましては、【略歴】を務めております。

続きまして、同意案第5号に入ります。同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名については、山口拓也、【生年月日】、【年齢】です。住所、赤井川村字【住所】でございます。

次ページに略歴がございます。重複部分については省略させていただきます。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。主な職歴は、【略歴】でございます。

続きまして、同意第案6号に入ります。同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、川原浩己、【生年月日】、【年齢】でございます。住所は、赤井川村字【住所】でございます。

次ページの略歴表をお開きください。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間でございます。主な職歴としましては、【略歴】でございます。

続きまして、同意案第7号に入ります。同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は、木津悠樹、【生年月日】で【年齢】でございます。住所は、赤井川村字【住所】。

次ページの略歴表をお開きください。重複部分については省略させていただきます。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間です。主な職歴につきましては、【略歴】でございます。

続きまして、同意案第8号に入ります。同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は、安本大、【生年月日】の【年齢】でございます。住所は、赤井川村字【住所】でございます。

略歴表に入ります。重複部分は省略します。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。主な職歴は、【略歴】でございます。

続きまして、同意案第9号に入ります。同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記、氏名、佐々木和之、【生年月日】、【年齢】です。住所は、赤井川村字【住所】でございます。

略歴表に入ります。重複部分は省略させていただきます。任期は、令和5年7月20日から

令和8年7月19日までの3年間といたします。主な職歴は、【略歴】でございます。

続きまして、同意案第10号に入ります。同意案第10号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名は、原口多喜子、【略歴】の【年齢】です。住所は、赤井川村字【住所】。

略歴表に入ります。重複部分は省略いたします。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日までの3年間。主な職歴は、【略歴】おります。

最後になります。同意案第11号でございます。同意案第11号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについて。

次の者を赤井川村農業委員会委員に任命したいので、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出、赤井川村長。

記としまして、氏名、石川隼人、【生年月日】、【年齢】です。住所は、赤井川村字【住所】でございます。

次ページ、略歴表。重複部分については省略させていただきます。任期につきましては、令和5年7月20日から令和8年7月19日まで3年間。主な職歴としまして、【略歴】しております。

以上、同意案第4号から第11号までを上程させていただいております。農業委員会の任期の部分につきまして、それぞれご審議の上、同意をいただきますようよろしくお願いいたします。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 提案理由の説明が終了いたしましたので、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第4号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第4号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで地方自治法第117条の規定によって、山口芳之君の退場を求めます。

暫時休憩します。

午前11時04分 休憩

(山口芳之君退場)

午前11時04分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は7名です。

次に、同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第5号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第5号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

暫時休憩します。

午前11時06分 休憩

(山口芳之君入場)

午前11時06分 再開

○議長（岩井英明君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

ただいまの出席議員数は8名です。

次に、同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第6号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第6号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第7号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（起立多数）

○議長（岩井英明君） 起立多数であります。

よって、同意案第7号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第8号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第8号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

これより同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第9号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第9号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第10号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第10号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第10号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第10号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

次に、同意案第11号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについての質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

この際、討論については省略いたしたいと思いますが、これにもご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(岩井英明君) 異議なしと認めます。

これで討論を終わります。

これより同意案第11号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについてを採決いたします。

この採決は、起立により行います。

同意案第11号は、原案のとおり同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(起立多数)

○議長(岩井英明君) 起立多数であります。

よって、同意案第11号 赤井川村農業委員会委員の選任に付き同意を求めることについては、原案のとおり同意されました。

ここで休憩します。

午前11時10分 休憩

午後 1時00分 再開

○議長（岩井英明君） それでは、会議を再開いたします。

◎日程第23 一般質問

○議長（岩井英明君） 次に、日程第23、一般質問を行います。

この際、申し上げます。一般質問の発言時間は、会議規則第56条第1項の規定により、30分以内といたします。

議員の発言を許します。

連茂君。

○2番（連 茂君） それでは、一般質問させていただきます。

農業振興対策の現代化についてということで、村長に答弁を求めるという形で発言をさせていただきます。変わりゆく時代の中で赤井川村の農業に対する振興対策が停滞している現状について問題の定義と今後の見通しについて質問させていただきます。

令和5年度の一般会計予算では、赤井川村の農業振興費が約4,200万、そのうち対策費が1,400万円、これは果たして妥当な額でしょうか。カルデラ味覚まつりでも話題に上ったメロンですが、祭りのそのものが終了し、メロン農家は個人販売以外の生産はなく、村の産品としての役割は終わった感があります。農業者は個人個人が独立したプレーヤーであるという背景によっては、自らが招いた結果でもあると言えますが、根本的なことを探っていけば村の産品を村の政策によって築くことができなかつた悪い例でもあると思います。村をPRする最大の産業祭りにメロンやスイカの食べ放題を目玉にするなら、どうしてメロンやスイカを作る農家を守れなかつたのでしょうか。相変わらずメロンやスイカの人気は高く、やり方次第では成長作物になり得たはずです。現実に私もメロンを作ってきた農業者として何度も警鐘を鳴らしてきたのに実現できなかったことは残念でなりません。メロンに関してはこのぐらいにしておきますが、このようなことはメロンだけでなくいろいろな農業政策で起こっているというのが現状です。

そこで質問ですが、20年程度のスパンで過去の人口動向と今後の予測及び赤井川村における農業者の動向と予測をどのように捉えているかお伝えください。

人口減少、特に出生率の減少は国の直近の課題です。腰を据えた歴史学者の分析によると、2100年にはピーク時の人口の3分の1まで減ると予想し、100年後の人口は3,000万人程度、江戸時代初期の人口に戻ると言っています。その頃に我々が生きているわけでもないので、もう少し現実的な数字を紹介すると、総務省が発表している人口予測では2050年、9,515万人、2070年では8,700万人です。赤井川村の農業に就業している人数もここ十数年でかなり減少すると予想できますが、就業人数や事業規模に合わせた政策が行われているでしょうか。特に農業振興補助政策については、私が就農した30年前から大きく変わらず維持させているのに強い問題意識を感じています。そろそろ真剣に議論し見直すべきだと考えますが、

村長のお考えをお聞かせください。

これからの農業ビジネスは、一、科学や経営学を多用にしたフードバリューチェーンの中に組み込まれていく大規模農業形態、一、野菜の特色を生かした顧客と連携し、生産者の名前が見える小農形態、一、誰もが考えなかった隙間や地域の特色を得たブランドビジネス形態の3つに分かれると言われていています。これは、過去に工業、商業が時代に沿った変革を余儀なくされた道と同じです。この変革を見据えた支援を考えるべきです。大綱、選挙演説、所信表明と直近の農業政策をお伺いしましたが、農政に取り組む姿勢は以前より若干弱く感じました。1期目は6次化という目玉のような言葉があったからそう感じるのかもしれませんが、農業支援の現代化について村長のアイデアと行動力をもって取り組んでほしいと思います。馬場村政2期目、農政における重点課題と具体的な対策を再度お聞かせください。

最後に、農業者が抱える問題としてコミュニティーの弱体化があります。過去農業者の集まりとして生産部会が幾つかありました。現在もカボチャ部会や花部会など幾つかの部会が存続されていますが、実際にはかなり機能不全を起こしているといっても過言ではありません。人数の減少も加担していますが、コミュニティーへのアプローチ方法が時代に合っていないのではないのでしょうか。農業者は個人プレーだからこそ連携や共同やコミュニケーションが必要で、赤井川村の農業を強靱化するための手段の一つです。以前に農政にラインを使った農業者の連携を提案させていただきましたが、実現には至っていません。今までどおり部会に補助金を出すだけではなく、時代に合った農業者のコミュニティーを先導するような政策が必要に感じています。どのような方法が最善かは断言できませんが、農業委員会をはじめ、新規就農者や既存の農業者などの声をしっかりと拾い、強い農業を実現するためにもコミュニティーの構築は欠かせない問題だと思います。今後の政策を期待するとともに、村長のお考えをお聞かせください。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、連議員からのご質問にお答えさせていただきます。

人口動向も含めた農業者の動向と予測をどのように捉えているかについてでありますけれども、令和3年に策定した赤井川村人口ビジョンでは2060年の推計を2パターンでシミュレーションしていますが、いずれも現在の人口を大きく割り込む予測をしています。村ではこの予測を基に2060年の目指すべき人口を1,000人程度としております。また、2000年の国勢調査で村の人口は1,512人、うち農業者人口は235人、直近の国勢調査、2020年調査ですけれども、では人口1,165人、うち農業者人口は193人です。人口比では、この20年で23%減、農家人口比は18%減という推移です。ここから推計すると、人口1,000人程度と考えると農家人口は150人程度と推計されます。

次に、農業振興の補助政策について真剣に議論し、見直すべきと思うが、村長の考えはど

うなのかというご質問ですけれども、村では現在財政健全化アクションプランの検討協議の中で農業振興対策補助の検証を進めているところであり、農家が今必要とする支援に対し重点的に補助対策を行うよう考えており、来年度には新たな施策を具体化できるよう準備を進めています。

農政における重点課題と具体的な対策についてのご質問ですけれども、国の施策や社会、経済情勢の変化、進展にもよりますが、今後も高齢化に伴う離農や後継者不足の進展により農家人口も減少していくものと考えております。基幹産業である農業が持続、発展していくためには、新規就農を含めた担い手の確保と土づくりを基本とした基盤整備が継続的に重点課題であると認識しています。

また、具体的な対策としては、作物選定や販売、流通などの経済行為については経営者としての個々の判断や各生産者団体が責任を持って取り組むことだと考えており、村としては具体的な支援策としては労働力の確保対策やデジタルを活用した省力化対策、新たに取り組む農産加工への個別支援対策、被害が拡大している有害鳥獣対策などは今後も積極的に取り組みたいと考えております。

次に、時代に合ったコミュニティーアプローチを先導する政策をどう考えているかについてであります。今後の政策を期待すると言われましても、生産者組織の活性化は農家個々の経営基盤の確立や産地を形成する上で欠かせないものではありませんが、各組織自身が今後どのような行動を行い、そのために必要な方策は何か議論を重ねた先の課題に対し、村はどのように対応できるかになると考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

連茂君。

○2番（連茂君） 今答弁を聞かせていただいて、再質問を何点かささせていただきます。

まず、1点目の人口動向の件なのですけれども、あまりにもざっくりとした数が出てきて、これ本当に大丈夫な数字なのですか。2060年の目指す人口を1,000人程度としています。昨年度の10月の広報紙に載っていた赤井川村の人口って1,002人とか3人ぐらいだったのです。それが60年度の目指す人口を1,000人と設定するのだったら、相当減少率を食い止めなければいけないというような、むしろ増やしていかなければいけないというぐらいの考え方ではないかなと思います。果たして本当に1,000人というのを実現するためにどうすればいいかというのを考えられているかどうかというのがちょっと不安です。

それと、農業者人口に関してはパーセンテージで追っていっていますけれども、実際にどうなのですか。農業センサスなんかで本当に後継者がいるのか、いないのかという回答まで得ているはずなのです。だから、2060年度には赤井川村には何人の農業者がいて、どのくらいの規模の農家があるというのってある程度絵ができてはいるはず、絵ができていないと逆に政策に向かっていかないというふうに思うのですが、その辺がもうざっくりとした予測しか立てていないので、その辺もっと具体的な数字というのは提示できないのかちょっと

疑問です。

2番目の補助政策について、これは具体化できるように準備を進めていますというふうな部分でいうと、本当参考までにお伝えさせていただきたいのですが、今赤井川で補助政策でやっている3点の補助金の部分をちょっと個人的な考えとしてお伝えさせていただくと、まず蜜蜂の補助なのですが、赤井川村で今メロン作っている人はほとんどいないのです。個人でやっている人はいるけれども、村の生産品としてやっているメロン農家さんがいない。多分この蜜蜂というのは、イチゴとメロンだと思うのですが、イチゴとメロンが農協だとかに全く出荷されていないのに、全くと言ったらあれですが、ほとんど出荷されていないのに補助をつけているのはどうかなと思います。

あと、融雪剤、雪解けこれだけ早くなっているのです。結構まいていて、当然雪解け自身の雪解けを早めるための融雪剤としては効果があるかもしれないけれども、農業経営としての効果というのは、僕は今もう効果がないのではないかなというふうに個人的には捉えています。あと、パーク堆肥に対しても全く成分が分からないものを使うというよりは、やっぱりある程度成分がはっきりしたものを使うというふうに科学的な農業というのを求められているので、多分多角的にやっているビニールハウスの中に今赤井川村が作っているパーク堆肥だとか、とんぷんとかを無造作に入れるということというのはなかなか難しい。当然露地だとかの効果を得る部分はあるのは事実ですが、僕としてはちょっと考えづらいかなというふうな気がしています。これは何度も言いますが、単純に僕の考え方であって、ほかの農業者はどういうふうに考えているかは分からないけれども、ぜひそういうふうな部分も踏まえて今後の対策補助の検証を進めていただきたいなと思います。

あと、最後のところです。各組織自身が今後どのような活動を行いと村長のほうで言われた部分なのですが、確かに部会というのは部会の中で成り立っているから、実際にはこの各組織が自分たちで考えて行動してくれよというふうな部分でいうと間違いではないのかもしれないですが、昨年度カボチャ部会の慰労会に僕参加させてもらったのですが、ほとんど参加者がいない。なおかつ人数がほとんどなくて、ただ本当慰労会に行くと、その中でたまたま僕にターゲットが向いたのかも分からないけれども、これ何とかしてくれよと言っている農家さんがすごくいっぱいいました。例えばほかの生産部会として一緒にまとめてやるだとか、赤井川村のメイド・イン・赤井川で何かチームをつくるだとか、そういうふうな部分の考え方というのはないのかと。今まではメロンだとか、カボチャだとか、1つ1つの生産努力、要するに技術向上を図るために部会というのは必要だったけれども、今は生産技術なんかはインターネットの中を開けばすぐ分かるわけです。病気が何かだとか、どうやったらいいのかとか、花落としはどうやったらいいのかとかというのは、インターネットの中ですぐ調べられる。そうではなくて、コミュニティーをつくる場所を何とか考えてほしいというふうな部会の意見が非常に多かったです。だから、その辺も含めて何かアプローチはないですかという質問なのですが、それに関してはほとんど各組織で考えてくださいみたいな答弁だとどうもちょっと僕としては納得いかないという感

じがします。その辺も含めてもう一度ご回答いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 馬場村長。

○村長（馬場 希君） 再質問ありがとうございます。

まずは、予測ですけれども、ざっくりとした予測というか、今村で公式に持っている数字としては人口ビジョンでの数字しかございませんので、これの変更をするというときにはまた新たに推計をしていくということになるのでしょうかけれども、今はこの1,000人をベースに数値をはじいていくしかないというふうに考えておりますので、理解ができないというふうなことであるとは思いますが、村のほうとしての見解としては人口ビジョンをベースに考えているというふうにご答弁させていただきます。

振興対策につきましては、連議員の個人的見解ということでお聞かせいただきましたので、そのように押さえておきたいと思えます。ただ、蜜蜂については相当前からイチゴ、メロンではなくてカボチャを中心としてやっているということですので、その辺は認識を改めておいていただければなというふうに思えます。

最後の部会のコミュニティーの、それぞれ生産組織ということで、行政にいろいろやってもらいたいという意向は十分伝わってきますけれども、これらの部分については経済行為に対する生産組織の、要するに考え方とか、販売に対する部分、生産技術に関しては今おっしゃったようにインターネットだとかなんかに書かれますけれども、それ以外の部分については生産組織として市場等の関係だとか、個別、量販店との関係だとかというところの話だというふうに私どもは理解しておりますので、その部分については生産者団体、もしくは経済団体のほうの中できちんと方向性を決め、その中で要するに行政的に支援が必要だという部分については、村としては必要な部分は支援をしていきたいというふうに考えてございますので、その辺の考え方の整理をしていただければなというふうに思えます。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再々質問ですね。

連茂君。

○2番（連 茂君） まず、言い返すわけではないのですけれども、蜜蜂のカボチャの件に関しては当然僕も分かっています。ただ、メロンとイチゴ用に蜜蜂が1つあって、それに対しても当然村は補助しているのです。あと、カボチャはカボチャで別個に各地に置いてある。だから、2つあるので、僕が今さっき指摘したのはハウス用の蜜蜂に関してはメロンとイチゴというふうに限定されると思えますので、その辺は僕が勘違いしているのではなくて、村長のほうで認識をしっかり持っていただければと思います。

あと、それこそ本当に1,000人の中で農業者人口が18%という推測から150人程度というふうに、これ戸数が出ていないので、この150人の中には働き手の奥さんとかも入っているのかどうか、ちょっとその辺よく分からない数字ですけれども、戸数的にはかなりある程度何戸ぐらいになっていくかという傾向だけはちゃんと見て政策をしていただきたいと思えます。

秋に生産者部会の中で話したときなんかも、実際に50年後に何軒赤井川の農家が残っているかねという話を、これはお酒が入ったときの中の話なので、今誰と話したとかという細かい話はしませんけれども、かなり低い数の結果が出ていました、戸数的には。この予測ではとてもではないけれども、追いつかないぐらいの進行で農家軒数というのは少なくなっていくと考えると僕は間違いではないと思うので、それに向けた、それを止めるための政策、例えば新規で入れるだとか、Uターンだとか、Iターンだとかという方法に対してもっともっと力を注ぐべきではないかなと思います。

後継者問題に関してはそんなに簡単な問題ではないというふうなことは分かっていますが、魅力ある農業をつくる、魅力ある赤井川村をつくるということと非常にかなりイコールに近いものだと思いますので、そちらに向けてぜひ、僕も含めてですけども、農政含めて頑張ってくださいなという期待を込めて質問を終わりたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁いいですね。

○2番（連 茂君） はい。

○議長（岩井英明君） なければ、連茂君の一般質問を終了いたします。

続きまして、能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 2点質問いたします。

まず、第1点目は改正農地法への対応についてです。高齢化や人口減少の本格化により農業者や耕作放棄地が拡大し、地域の農地が適切に利用されなくなるという懸念を背景に農地の減少を食い止め、農地を最大限に有効利用するため、農地法、農業経営基盤強化促進法等の改正法が4月から施行されました。農業、農村の多面的機能と呼ばれるように農業は単に生産活動というだけではなく、土地や自然環境の保全、防災、美しい景観、文化の涵養など、地域の暮らしを支える役割を担っています。赤井川村においても例外ではなく、農業の衰退は村で人が暮らしていくこと自体を困難にしかねません。

質問の1点目として、改正法により市町村には基盤法に基づく地域計画と農山漁村活性化法に基づく活性化計画の一体的推進が求められているそうです。取組方によっては、地域全体や将来の農業の在り方、地域の土地利用や保全の在り方を描くよい機会になりそうです。計画策定をどのように進めていくのか、お考えを伺います。

2点目、経営の大小を問わず多様な担い手を地域計画に位置づけるため、農地の権利取得における下限面積要件が廃止されるそうです。このところは半農半Xというワードも一般的に使われるようになりましたが、そのような小さな担い手の受入れや支援についてお考えを伺います。

2点目の質問です。景観計画策定への住民参画についてです。開発と自然環境保全のルールづくりについて、かねてより一般質問等で村長のお考えを伺ってまいりました。今年度の行政と予算案の大綱、また再選後の所信表明においては開発と保全のバランスを問うための景観計画策定に前向きな村長の姿勢が示され、大変心強く感じるとともに、その内容が実

効性のあるものとなるよう注視していきたいと考えております。

景観計画や条例について、その策定過程での住民参画について質問いたします。3月定例会の一般質問に対する答弁では、景観計画は地域住民や専門家の意見も取り入れながら策定を進める旨が示されておりました。将来の村の在り方、デザインを方向づける計画や条例です。主体的に関わってくださる住民の皆さんを広く募り、検討段階から参画していただき、皆でつくり上げるプロセス自体が今後の村づくりにとって大変重要だと感じます。住民参画についてどのようなイメージ、お考えをお持ちか村長に伺います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 答弁を求めます。

馬場村長。

○村長（馬場 希君） それでは、能登議員のご質問にお答えさせていただきます。

まずは、改正農地法等の対応についてでございます。まず、ご質問のとおり本年度4月から改正、農業経営基盤強化促進法、農地法等農業関連法令が施行されたところです。農業経営基盤強化法に基づく地域計画は、将来の地域農業の在り方、農地の効率的かつ総合的な利用に関する計画と、農業の担い手と担い手が利用する農地を定める目標地図を作成するもので、現在ある人・農地プランの発展系となります。村では計画策定に当たり、農業委員会、農業者、JA、その他関係組織のほか、農地中間管理機構、前北海道農業公社と協議の場を設置し、本年度より検討を重ね、最終的には計画策定期限であります令和7年3月までに作成する予定です。この計画は地域農業の発展に向けたマスタープランとなるもので、関係者それぞれが役割を担いながら実りある協議が展開されるよう準備してまいります。

次に、2点目であります農地の下限面積要件廃止に関しては、現在当村では30アールの下限面積が設定され、農的暮らしを志向する方への利用権設定を認め今日まで進められてきましたが、今後はこれまで以上に多様な農地利用のニーズが出てくることも予想されます。このたびの改正により農地法第3条の許可判断基準の一つである下限面積要件は廃止されましたが、全部効率利用要件など他の処理基準に照らし合わせて農業委員会において適切な運用がされることと考えています。ただし、現行の担い手となる販売農家と同等に扱い、受入れや支援の対象とすることの妥当性などについては、北海道農業会議や農業委員会等における見解等も参考にし、適切に対応していきたいと考えております。

続いて、景観計画策定への住民参画についてのご質問でございます。景観計画策定に係る住民参画についての私のイメージですが、景観法第9条では景観計画を策定する手続に住民の意見を反映させるために必要な措置を講ずることと規定されています。このことから住民の意向を把握することが第一であり、残すべき景観の住民意向はつかまなくてはならないと考えています。

また、意見反映には様々な手法があり、例えば住民アンケートや参加者を公募したワークショップ等が考えられます。議員の質問にある住民参画とは、計画策定委員会など計画策定プロセスへの住民参画も含まれると思われませんが、村の総合計画策定プロセスをイメージ

していただければよいと思います。私としては、策定段階から住民の方には参画してもらいたいという考えでおります。ただ、まだ6月に人員配置をして準備をスタートさせたばかりなので、ロードマップ作成や意向調査までにはもう少し時間が必要と考えております。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 再質問ありますか。

能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） では、1点目の改正農地法等の対応について再質問いたします。

地域計画についてご説明あったのですが、ただこういった計画ごとというのはやっぱりつくる人たちの思いとか、どのような未来を描くのかとか、そういうビジョンの裏づけというか、そういう熱意を持って取り組まないとなかなか生きたものにならないと思います。せっかくの機会、この地域計画が生きた計画になるように、一般論ではなくて村長がどのような農村、農業の未来を描いてこの機会をどのように生かすのかという、そういう視点でちょっとお答えいただきたいかなと思いました。村長のお考えをお聞かせください。

あと、下限面積要件のことについてなのですが、全部効率利用要件などほかの処理基準というお答えがありました。すみません、勉強不足でこの辺私承知しておりませんので、簡単に構いませんので、ご紹介いただけたらと思います。どのような要件、処理基準があるのかお聞かせください。

その上で村の下限面積要件というのはどのようになっていくのかということと、あとの小さな担い手について、これについても村長のお考えというのをお聞きしたいと思います。赤井川村はそんなに農地の面積も広くないですし、冬も長いということで半農半Xのような小さな担い手というのは逆にウエルカムで受け入れていくほうがいいのではないかと個人的には思うのですが、その点についての村長のお考えも伺いたいと思います。

以上です。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） まず、1点目の計画に関しては、これはあくまでも法律に基づいてつくる計画ということになりますので、農地の集約化に向けたそれぞれの立場でどういった活動をしていくかとか、将来の農業のビジョンというか、そういったものを今既にある人・農地プラン、これも農地に基づいてつくっている計画なのですけれども、そういった部分での計画になってきますので、農業振興計画的な部分とはちょっと若干違うというふうに考えておりますので、その辺はご理解をいただければなというふうに思います。小さな担い手の認識ですけれども、もともと赤井川村というのは、すみません、記憶なので、もし違っていたらあれなのですけれども、3ヘクタールが下限面積でした。ただ、新規就農者を受け入れるようになって、規模が小さい中でも農業経営ができるといういろんな類型をつくる中で3ヘクタールはやっぱり大きいだろうということで当時、年数は忘れちゃけれども、国のトップに申請をして30アールという面積を下限面積に設定させていただきました。その30アールというのは欲しい方、移住したい方、農業にちょっと携わってみたい方が要す

るに取り組めるということで、国の基準からも最低限30というのは当時あったので、その後10アールというふうに変ったのですけれども、今はそういった経過の中で今日まで来ているものですから、この下限面積がなくなることによって多分農的暮らしだとか、本来的に販売農家の農業経営というよりは、移住定住を増やしていくような、農的暮らしを増やすという部分でのハードルが低くなるのかなというふうには考えております。

この小さい担い手の認識ですけれども、そういった意味からすると今村でいろんな振興対策だとか、農業者として認定していくという部分については農業委員会の農家台帳にきちんと登録されていて、販売農家として認められているというところを基準にしていますので、先ほどご答弁させていただいたように受入れを拒否するわけではないですけれども、村としては入ってきてくれる人は歓迎するし、そういう土地を求めるということについては相談にも乗っていきたくと思いますけれども、要するに農業振興対策として支援対象としていくかどうかということは、これまた別問題になってきますので、その面については先ほど答弁させていただいたような内容でご理解をいただければというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 産業課長。

○産業課長（秋元千春君） 先ほどありました下限面積の要件につきまして、ちょっと私のほうからお話しさせていただきます。

これ判断基準が全部で数個あるわけですが、今回下限面積というのが廃止になりまして、これは全市町村、全自治体農家で農業委員会のほうで制限をつけることはできませんので、面積は何平米からでも極端な話いいという形になってございます。それで、下限面積のほうから次に最後残ったのは何かといいますと、先ほど村長が言われました全部効率利用要件、これは農地を効率的に利用することというのがこの要件でございます。そのほか農作業常時従事要件、これは150日とかという要件があるのですが、農作業にちゃんと従事することというようなことが要件でございます。あと、転貸の禁止ということで、一度許可を受けたものをさらに第三者に貸し出すことは禁止したというような内容。それと、地域との調和要件というものがございまして、借りた土地を周辺の農地利用に支障がないこと、要は自分が農地を借りて自分の使い方によって周りの農家の農地が何か被害が及ばされない、影響がないことというような、そういった条件、これを満たして農家の農業委員会において農地の許可をするというような内容でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 再々質問いたしたいと思います。

地域計画についてなのですが、先ほど農業振興計画というものとはちょっと違うのかなという、村の関わりとして違ったものなのではないかとお話もあったのですけれども、例えば農業者というのはそれぞれが経営者ですので、例えば利害についても対立することもありますし、なかなか思い描く将来の像というものもみんなそれぞればらばらだと思うのです。そのばらばらの経営者の皆さんを、では地域づくりという観点から一つにまとめて

いく、合意形成を図っていくというのはやっぱり政治の役割になってくると思いますので、そういう意味でも農政というのはとても重要な、この地域計画づくりについても重要な立場を担うと思います。農政の役割という観点からもう一度村長のお考え、今後4年間の任期の中でどのような方向を目指しているのかということをお話いただければと思います。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） この計画についてということでの。

○4番（能登ゆう君）

○村長（馬場 希君） 農政全体でいえば、先ほど連議員がご質問いただいたように何が当面の課題、重点課題かということでご答弁させていただいておりますので、重複すると思いますので、農政の課題としては担い手の確保だとか、基盤をきちんとつくっていくだとかという、あと農業労働力の確保だとかという部分については、村としてきちんと進めていきたいというのを、先ほど連委員からのご質問に答弁させていただいておりますので、その部分でご理解をいただければなというふうに思います。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） すみません、もう一つの質問のほうについても再質問させていただきたいと思います。

これについても計画策定ということで先ほどの地域計画と同じようにつくる方が思いを込めて、熱意を持ってつくらないと生きたものにならないというのは一緒のことだと思います。ご答弁の中で村の総合計画策定のプロセスのイメージでというお話もありましたけれども、私自身第4期の総合計画のことしか存じ上げませんが、どっちかという各団体の中から代表者の方出ていただいて、熱心に総合計画をつくりたいという方というよりは、役割で当たったからという方たちが来て、会議に。行政のほうがつくったものを承認していく、どっちかというそういうプロセスのイメージが強いのです。ただ、今回の景観計画に対しては、今大きな開発計画としては風力発電の問題とか、スキー、リゾート計画というのは私は存じ上げませんが、近隣の状況を考えると大きな計画が持ち上がる前に村としてのやはり基準を定めていくというのは大事だと思います。その意味でも十分の不利益につながるような開発へのきちんと抑止力となるような景観計画、それに基づく条例という策定の仕方をしていただきたいと願っております。ですので、その策定プロセスの中での住民参画というのは、やはり熱意を持った方、問題意識を持った方が入って、その意思決定も含めてきちんと住民の方に参加していただくということが大事なのではないかなと思ったので、村の総合計画のその策定のイメージがちょっとずれているかもしれませんが、村長のほうでその辺の問題意識を持った方の意思決定の参画プロセスというのをきちんと担保していただきたいと思いますと思うのですけれども、その辺について村長のお考えをお聞かせください。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） 問題意識を持った、問題意識の持ち方も、要するにいろんな問題意

識の持ち方がありますので、そこは公平感なり不公平感が起きないようにといったことを考えていかなければならないと。そういった、全てに対してそうですけれども、総合計画もそうですし、その前の人口ビジョンをつくったりとか、いろんなところも要するに住民の各組織だとか、公募方式だとかということというふうな形で意見をいただくというふうなことをやっておりますので、景観計画については将来に向けて村のこの今の形の中をどのように保全して維持していくかということが住民も含めてというか、住民の皆さんがどういふ赤井川村であってほしいかということがやっぱり一番の目標になると思いますので、ですからあくまでも役所だけでついたり、関係者だけでつくるというものではないというふうに認識しておりますので、あとはどういふ、意欲ある方の人選ということ、判断材料が能登議員と僕では若干違うのかもしれないですけれども、不公平がないような方々に出していただくというのがもう村が計画を組むときの大前提ですので、その辺はご理解という言い方は変ですけれども、見ていただいでいくしかないかなというふうに思います。

以上でございます。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君。

○4番（能登ゆう君） 私も議員としてこうやって村の計画等に関わるようになって、何が、今どういふことが進行しているかというのは見えやすくなったのですけれども、やっぱり一住民として生活しているところという行政の計画ごととか、そういうのってなかなか接する機会もないし、見えにくいのです。なので、ぜひその情報公開というか、計画進めることについて透明性を高めて、なるべく広く住民の方が分かるような形、ホームページでの周知なのか、いろんなやり方はあると思うのですけれども、その辺は意識して進めていただきたいなと思います。

村長の景観計画策定についての推進の方向性については大変賛同するものですので、ぜひ住民全体を巻き込むような形を模索していただければと思います。よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 村長。

○村長（馬場 希君） ありがとうございます。何とかいいものにしていきたいというふうに思いますので、情報は常に発信をしていきたいというふうに思っていますけれども、ただ発信する側と受ける側で、こっちのほうは発信しているつもりでもなかなか見てももらえないというような現実もございますので、ぜひ能登議員にお願いしたいのは、いろんな情報を耳にすることが一般の住民の方より多いと思いますので、我々もそれぞれ議会のほうには都度進捗状況を報告していくというふうに考えていますので、その部分で地域住民の方に情報発信をご協力をいただければなというふうに思いますので、よろしく願いいたします。

○議長（岩井英明君） 能登ゆう君の一般質問を終了いたします。

以上で一般質問を終わります。

#### ◎散会の議決

○議長（岩井英明君） お諮りいたします。

委員会審査のため、審査終了までの間、散会いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（岩井英明君） 異議なしと認めます。

よって、委員会審査終了までの間、散会することに決定いたしました。

◎散会の宣告

○議長（岩井英明君） これにて散会いたします。

（午後 1時43分散会）